

＜FTA交渉と農業所得補償政策＞号より

1. FTA交渉と農業所得補償政策【農政】

- 1) 第二次大戦後の国際的な貿易自由化潮流
- 2) 農産品の貿易自由化交渉
- 3) コメのミニマムアクセス
- 4) WTO(多国間)交渉からFTA(二国間)交渉へ
- 5) 民主党の農業戸別所得補償制度

1. FTA交渉と農業戸別補償政策【農政】

1) 第二次大戦後の国際的な貿易自由化潮流

1920年代の世界大恐慌により、各国の製品は売れなくなった。そこで各国は自国産業保護のため、高関税など輸入障壁を設けた。この結果、中国など市場独占を狙って武力衝突が始まり、行過ぎた保護貿易により、世界は第二次世界大戦に突入した。

戦後、この反省を踏まえて、貿易の自由化こそ国際経済を拡大することにつながるという理念を掲げて貿易自由化交渉が始まるのである。

ケネディ大統領が主導したケネディ・ラウンド、南米ウルグアイで開かれたウルグアイ・ラウンド、その後のWTO交渉へと、一貫した貿易自由化協議が進められていく。その中で最大の利益享受国は日本とドイツとみなされていた。国際的に安価で良質な輸出製品を作ることが出来るからである。事実、日本は工業製品輸出国として最大限に自由貿易の恩恵を受けてきた。

世界的な自由貿易の流れの中で、日本の方向性を考えていくべきであり、国内の農業問題をどう整理するかが長年の課題となっている。

2) 農産品の貿易自由化交渉

貿易自由化交渉に際して、常に問題となるのが農産品の自由化交渉である。なぜならば、農産品は各国によってそれぞれの特異な事情があり、工業製品のように一律に論じることができない面があるからである。また農産品は、その国の食料の安全保障と密接に絡んでいるために、戦略物資でもあるからである。

ここで、わが国における交渉の歴史を簡単に振り返る。1980年代、当時の農林水産大臣であった近藤元次が、密かに将来の農産品自由化交渉が避けられないと見通し、農水省内の若手官僚で研究会を発足させた。当時課長補佐であった私もそれに任じられた。

そのなかで私は、水田経営というのは、単に農業の面だけではなくて治水効果すなわち国土保全効果があることを立証して、それを国際的に貿易交渉の面で日本の米作の特異性の論拠とすべきであると訴えた。この論拠は、当時の竹下登総理の目に留まり、マニラでの国際会議で初めて発表されて以来、日本

農業の特異性を論じる上での理論的根拠になったと自負している。

しかしながら、必ずしも国際貿易自由化交渉の舞台では、共通の認識を勝ち取るまでには至っていない。

3) コメのミニマムアクセス

1993年、私が衆議院議員に初当選した細川政権下での最大の政治的課題は、小選挙区選挙制度への移行とともに、GATT(関税及び貿易に関する一般協定)ウルグアイ・ラウンドの交渉を受け入れることであった。

当時野党であった自民党をはじめ農業団体の大反対に合いながら、米については関税の低減方式ではなく、ミニマム・アクセス(最低限度の輸入数量を認めること)方式を採用することとした。

その際、国際競争力アップのため国内農業に約4兆円の予算を投入して、水田農業をはじめ日本農業の体質強化に乗り出したのである。しかしながら、現時点で振り返ると、必ずしもこの予算投入が所期の目的を達成とは言いがたいと考えている。

同じ轍を踏まないための理論構築が必要だ。それも、早急に。私は2003年マニフェストを機に、民主党内における体系的な農業政策確立を提唱し、議論を重ねた結果として誕生したのが戸別所得補償制度である。

4) WTO(多国間)交渉からFTA(二国間)交渉へ

ウルグアイ・ラウンド以降、より拡大発展した私たちの貿易自由化協定の締結を目指して、国際経済は大きな流れを作っていくこととなる。WTO交渉である。

しかし、このWTO交渉は、特に先進国と開発途上国との考え方の相違によりなかなか前進を見ることはなかった。このため、自由貿易を求める国々が多国間交渉ではなく二国間交渉(FTA交渉)を開始することとなる。しかし残念ながら、日本はこの二国間交渉(各国とのFTA交渉)では遅れをとっていることは否めない。

2008年リーマンショック以降、世界経済は再び保護貿易主義に踏み出す気配がある。これは結果的に世界経済を縮小する方向となり、各国の貿易軋轢が頻発することにつながりかねない。このため、G8はいち早く保護貿易主義への傾向を批判している。しかしながら、それを唱えるアメリカでさえも自国産業の優遇策を講じつつあり、懸念は払拭されたわけではない。

我が国は、もっとも自由貿易の利益を享受している国として、保護貿易主義に陥ることを防がなければならない。

## 5) 民主党の農業戸別所得補償制度

今般民主党マニフェストに盛り込まれた日米 FTA 交渉促進の考えは、上述のような側面から打ち出されたものである。

とりわけ日米同盟を結ぶ二国間として、さらに世界第一位と第二位の GDP 国として、その責任と効果は大きいものと考えられる。この場合、国内農業の保護が再び問題となってくる。

民主党の大きな政策の柱に、前述の農業戸別所得補償政策を掲げているが、端的には、農産品価格が下がった場合にその差額を補償する制度である。すなわち農産品価格が下がっても、国内農業が継続できるように保障する意味があり、将来的に農産物自由化が促進されたとしても、国内農業を保持できるようにするための側面を有している。

WTO（世界貿易機関）では補助金の形態を信号機になぞらえて、「赤」「黄色」「緑」の政策と類型している。輸出補助金は、禁止部類の「赤の政策」とされているが、農産品に関しては適用を除外されている。ちなみに、93年ウルグアイ・ラウンドでアメリカの攻勢を受けた EU では、農産品価格の大幅引き下げで妥結したが、「オレンジ政策」と中間分類される農家への直接支払いによる所得補償制度を導入した。域内価格を大幅に引き上げた結果、EU の穀物価格水準はアメリカの相場を下回る水準となっている。

貿易自由化に逆行しない自国農業保護政策という観点から、直接支払いによる所得補償制度は世界的な流れとなりつつある。

しかし、日本農業は国際競争力を有するほど体質改善が進んでおらず、未だに米・麦などの低関税化を許容するに至っていない。

とりわけ北海道においては、農業関連産業が4割を占めているため、一気呵成に農産品の低関税化や自由化に踏み切れば、地域経済が崩壊する。また米・麦などアメリカ農業と競合する産品が多いことから、日米 FTA 交渉に際しては農産品の関税撤廃を除外するという固い決意で臨まなければならないと考えている。

農業は、技術先進型の産業であり、バイオエネルギーや機能性食品などまだまだ無限の可能性を秘めている分野でもある。また道産品は低農薬で品質・味も優れているなど、輸出商品としての高い可能性を秘めている。

したがって所得補償制度導入と並行して、競争力のある農業を展開できるまでの間、自給率向上など食料安全保障面からも、農産品の貿易自由化交渉については慎重であるべきだ。(了)